

○工学院大学研究生規程

(平成3年4月1日)

改正

(目的)

第1条 この規程は、工学院大学学則第53条第2項の規定に基づき、研究生に関して必要な事項を定める。

(研究生)

第2条 学部において、専門事項に関する研究をしようとする者がいるときは、当該学科(教育推進機構を含む。以下同様とする。)において支障がないと認めた場合に限り、研究生として入学を許可することができる。

(出願資格)

第3条 研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は卒業見込みの者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、別に定める出願書類に検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

(出願期間)

第5条 出願期間は別に定める。

(志願者の選考及び入学許可)

第6条 志願者の選考は当該学科が行い、入学許可は教授総会の意見を聴いて学長が決定する。

2 許可人数は指導教員1名につき、原則として研究生3名を限度とする。

(入学時期及び研究期間)

第7条 入学時期は原則として学期の始めとし、研究期間は1年以内とする。ただし、特別な理由のある場合は、教授総会の意見を聴いて学長が研究期間の延長を認めることがある。

(指導教員)

第8条 研究生は、指導教員の指導を受け、本学において研究に従事するものとする。

2 指導教員は、本学専任の教授、准教授、講師及び助教のうちから定める。

(授業科目への出席)

第9条 指導教員が必要と認めた場合は、授業科目担当教員の許可を得て研究に関連のある授業科目に出席することができる。ただし、出席した授業科目の単位の認定は行わない。

(検定料)

第10条 検定料は5,000円とする。ただし、第7条の規定により継続を認められた場合は免除とする。

(研究料)

第11条 研究生として入学を許可された者は、研究料を指定の期日までに納入しなければならない。

2 研究料は次のとおりとする。ただし、第7条の規定により継続を認められた場合は、入学料の納入は免除する。

(1) 入学料 20,000円

(2) 研究指導料 前期 120,000円 後期 120,000円

3 指定の期日までに前項の手続を完了しない場合は、入学許可を取り消す。

(研究料等の減免)

第12条 研究料等の減免については別に定める。

(既納の諸納付金の返還)

第13条 一旦納入した諸納付金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 重複又は超過納入になった納付金がある場合

(2) 研究期間内に研究終了報告書の提出又は退学の願い出の時点で、前納されている翌期の研究指導料がある場合

(研究終了報告書の提出)

第14条 研究生は研究期間終了時、研究終了報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

(研究証明書の交付)

第15条 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付する。

(退学及び除籍)

第16条 研究生が研究期間内に退学しようとするときは、学長に願い出なければならない。

2 本学の諸規則に違反し、又は研究生として適当でないと認められたときは、学長はこれを除籍することができる。

(規則の準用)

第17条 この規程に定めるものの他、研究生には学部学生に関する諸規則を準用する。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。

附 則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 11 月 15 日から施行する。
- 2 第 2 条「基礎・教養教育部門」を「教育推進機構」に変更
- 3 第 7 条「教授総会の議を経て」を「教授総会の意見を聴いて学長が」に変更